

・・・将来子どもを生き育てることを望む患者さんへ・・・

妊娠の可能性を残しておくための治療に必要な費用を助成します

にんようせい
(妊孕性温存治療)



磐田市若年がん患者妊孕性温存治療費助成事業

【対象者】 以下すべての要件を満たす方

- 申請時に磐田市に住所がある方
- 温存治療が生命に与える影響を考え、生殖医療医と原疾患主治医が許容されると認められた方
- 妊孕性温存治療の凍結保存時に年齢が43歳未満の方
- 申請を行う妊孕性温存治療について、他自治体からの不妊治療費の助成を受けていない方
- 他自治体を実施する妊孕性温存治療費の助成を2回以上受けていない方
- 指定医療機関で治療を受けた方（医療機関の詳細についてはお問合せください。）

【助成内容・金額】

妊孕性温存治療に要する費用のうち、保険適応対象外の費用を助成します。

体調不良などにより治療を途中で中止した場合、それまでに要した費用も対象

入院費、入院中の食事代など治療に関係ない費用や、2回目以降の凍結保存の維持に係る費用は対象外

治療方法		助成上限額
男性	精子の採取凍結保存	2万5千円
	精巣内精子採取術による精子凍結保存	35万円
女性	胚（受精卵）凍結保存	40万円（県事業※を併用する場合は5万円）
	未受精卵子凍結保存	40万円（県事業※を併用する場合は20万円）
	卵巣組織凍結保存（組織の再移植を含む）	40万円

※県事業について

県事業「静岡県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存支援事業」でも同じ助成を実施しています。

治療方法などが県事業に当てはまる場合は、市事業との併用も可能です。詳しくは県のホームページでご確認ください。

【助成回数】

1人につき通算2回まで

（県事業※の申請含む。ただし、県事業と市事業を併用する場合は1回と換算する。）

【申請期限】

妊孕性温存治療（費用の支払いまでを含む）を行った年度の末日までに、必要な書類を市健康増進課まで提出してください。（郵送可）

【申請書類】

申請書類様式は市健康増進課で受け取るか市ホームページからダウンロードできます。

	書類名	注意事項など
1	妊孕性温存治療費助成金交付申請書 (妊孕性温存治療分) (様式第1号)	<ul style="list-style-type: none">・申請者は治療を受けた本人としてください。・18歳未満の場合、申請者欄に保護者の名前を記入してください。 ※ゆうちょ銀行への振り込みを希望される方は通帳のコピー(口座情報の記載箇所)も提出してください。
2	妊孕性温存治療実施証明書(妊孕性温 治療実施医療機関)(様式第2号)	<ul style="list-style-type: none">・妊孕性温存治療を実施した医療機関に記入を依頼してください。・証明にかかる費用は自己負担です。・県事業を併用する場合は写し可です。
3	妊孕性温存治療実施証明書(原疾患治 療実施医療機関)(様式第3号)	<ul style="list-style-type: none">・がん治療を実施している医療機関に記入を依頼してください。・証明に係る費用は自己負担です。・県事業を併用する場合は写し可です。

【お問合せ】

磐田市健康増進課健康支援グループ(i プラザ3階)

住所：〒438-0077 磐田市国府台57番地7

電話：0538-37-2011

ホームページ：[磐田市](#)Q検索 ページ番号 1007568

